

中核的労働要求事項に関する方針表明

当社は、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則および権利に関する宣言に基づき、中核的労働要求事項に定められた事項を尊重、実現するために以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就労形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

すべての人の基本的人権を尊重し、人種・国籍・民族・出身地・思想信条・価値観・宗教・年齢・性別・性的指向・性自認・障がい・社会的身分・社内的地位などによる不当な差別を一切行いません。

また、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為、プライバシーの侵害を一切行ないません。他人がこれを行なうことも認めません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

団体交渉に参加する権利ならびに結社の自由を尊重します。

2025 年 4 月 1 日

株式会社チューエツ

代表取締役社長 山影 有三